

国土交通省告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十六条第二項の規定に基づき、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準及び建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年五月十六日

国土交通大臣 石井 啓一

現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準及び建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示

（現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準の一部改正）

第一条 現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準（昭和四十六年建設省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 せき板及び支柱の存置期間は、建築物の部分、セメントの種類及び荷重の状態並びに気温又は養生温度に応じて、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

一 せき板は、別表(3)欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次のイ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表(は欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さないこと)。

イ (略)

ロ 次の式によつて計算すること。

$$f_{cte} = \exp \left\{ s \left[1 - \left(\frac{28}{(te - 0.5)/t_0} \right)^{1/2} \right] \right\} \cdot f_{c28}$$

(この式において、 f_{ct_e} 、 s 、 t_e 、 t_0 及び f_{c28} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

f_{ct_e} コンクリートの圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)

s セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

| セメントの種類 | 数値 |
|--------------|------|
| 普通ポルトランドセメント | 0.31 |
| 早強ポルトランドセメント | 0.21 |

改正前

第一 せき板及び支柱の存置期間は、建築物の部分、セメントの種類及び荷重の状態並びに気温又は養生温度に応じて、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

一 せき板は、別表(3)欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次のイ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表(は欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さないこと)。

イ (略)

ロ 次の式によつて計算すること。

$$f_{cte} = \exp \left\{ s \left[1 - \left(\frac{28}{(te - 0.5)/t_0} \right)^{1/2} \right] \right\} \cdot f_{c28}$$

(この式において、 f_{ct_e} 、 s 、 t_e 、 t_0 及び f_{c28} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

f_{ct_e} コンクリートの圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)

s セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

| セメントの種類 | 数値 |
|--------------|------|
| 普通ポルトランドセメント | 0.31 |
| 早強ポルトランドセメント | 0.21 |

| | |
|------------------------------|------|
| 中庸熟ポルトランドセメント | ○・六〇 |
| 低熟ポルトランドセメント | 一・〇六 |
| 高炉セメントB種及び高炉セメントC種 | ○・五四 |
| フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種 | ○・五八 |

t_e 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢(単位: 日)

$$t_e = \frac{1}{24} \sum \Delta t_i \cdot \exp \left[13.65 - \frac{4000}{273 + T_i / T_0} \right]$$

(この式において、 t_i 、 T_i 及び T_0 はそれぞれ次の数値を表すものとする。)

t_i (・) 回目のコンクリートの温度の測定(以下単
に「測定」という。)から 回目の測定までの期間(単
位: 時間)

T_i 回目の測定により得られたコンクリートの温度(単
位: 摂氏度)

T_0 一(単位: 摂氏度)

一(単位: 日)

f_{c28} t_0 日本工業規格A五三〇八(レディーミクストコンクリート)

二〇一九に規定する呼び強度の強度値(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値)(単位: 一平方ミリメートルにつきニュートン)

| | |
|------------------------------|------|
| 中庸熟ポルトランドセメント | ○・六〇 |
| 低熟ポルトランドセメント | 一・〇六 |
| 高炉セメントB種及び高炉セメントC種 | ○・五四 |
| フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種 | ○・五八 |

t_e 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢(単位: 日)

$$t_e = \frac{1}{24} \sum \Delta t_i \cdot \exp \left[13.65 - \frac{4000}{273 + T_i / T_0} \right]$$

(この式において、 t_i 、 T_i 及び T_0 はそれぞれ次の数値を表すものとする。)

t_i (・) 回目のコンクリートの温度の測定(以下単
に「測定」という。)から 回目の測定までの期間(単
位: 時間)

T_i 回目の測定により得られたコンクリートの温度(単
位: 摂氏度)

T_0 一(単位: 摂氏度)

一(単位: 日)

f_{c28} t_0 日本工業規格A五三〇八(レディーミクストコンクリート)

二〇一四に規定する呼び強度の強度値(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値)(単位: 一平方ミリメートルにつきニュートン)

(醫) 11

(醫) 11

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第二条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

| | |
|---------------|-------------------------------|
| (略) | (い) |
| | (ろ) |
| 第一第七号に掲げる建築材料 | JIS A五三〇八（レディーミクストコンクリート）二〇一九 |

改正前

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

| | |
|---------------|-------------------------------|
| (略) | (い) |
| | (ろ) |
| 第一第七号に掲げる建築材料 | JIS A五三〇八（レディーミクストコンクリート）二〇一四 |

附 則

この告示は、令和元年五月二十日から施行する。